

DPCへの参加・退出等の手続き

■対象病院への参加条件と手続き

対象病院への参加は、参加の届出を行う時点で前頁の対象病院の基準を全て満たしている準備病院であることが条件です。なお、DPC調査における「データ/病床」比が0.875以上の基準（前頁左表⑤の基準）については、厚生労働省が診療報酬改定に使用する病院データで判断します。参加時期は診療報酬改定時で、直近に予定されている診療報酬改定の6カ月前までに参加届を提出します。

■対象病院の合併又は分割について

●複数の対象病院の合併

対象病院（合併日に対象病院となる準備病院含む）が他の対象病院等と合併の予定があり、合併後もDPCへの継続参加を希望する場合は、合併日の6カ月前までに申請書を提出します。

●複数の対象病院への分割

対象病院（分割日に対象病院となる準備病院含む）が2つ以上の対象病院等への分割の予定があり、分割後もDPCへの継続参加を希望する場合は、分割日の6カ月前までに申請書を提出します。

■対象病院の病床数の変更について

上記の合併又は分割以外で、対象病院（病床数の変更時に対象病院となる準備病院含む）が、下記に該当する対象病床数の変更を行う予定があり、変更後もDPCへの継続参加を希望する場合は、変更日の6カ月前までに申請書を提出します。

変更年度の前年度10月1日時点の対象病床数を基準として、下記のいずれかに該当する場合

- ① 合計200床以上の対象病床数の増減があった場合
- ② 対象病床数が2倍以上又は1/2以下となる場合

■合併・分割・病床数変更後も継続参加する場合の基準

対象病院が合併・分割・対象病床数変更後もDPCへの継続参加を希望する場合は、原則として下記の基準を満たしている必要があります。

- ① 合併の場合は、合併前の主たる病院がDPC対象病院
- ② 申請の直近1年以上、継続してデータが提出されている
- ③ 申請の直近1年の「データ/病床」比が1月当たり0.875以上

■対象病院からの退出（特定機能病院以外）

●自主退出の場合

直近に予定されている診療報酬改定の6カ月前までに退出届を提出し、改定時期に合わせて退出します。この場合、診療報酬改定の前々月の初日以降の入院患者から医科点数表により算定します。

例) 4月1日退出の場合

- ◆ 1月31日以前に入院した患者は、3月31日までは診断群分類点数表で算定し、4月1日以降は医科点数表で算定
- ◆ 2月1日以降に入院した患者は、2月1日より医科点数表で算定

●対象病院の基準を満たさなくなった場合

対象病院の基準のうち、入院基本料又は診療録管理体制加算の届出基準（前頁左表①又は②の基準）を満たさなくなった病院は、3カ月の猶予期間を超えてもなお基準を満たせない場合に、猶予期間の期限が来た日から3カ月を超えた月の翌月初日に退出します。

対象病院の基準のうち、DPC調査への参加又はコーディング委員会の開催基準（前頁左表③又は④の基準）を満たしていないことを厚生労働省が確認し、中医協で基準を満たしていないと決定された場合は、決定月の4カ月後の初日に退出します。

対象病院の基準のうち、DPC調査における「データ/病床」比が0.875以上の基準（前頁左表⑤の基準）については、厚生労働省が病院の各年10月から翌年9月までのデータで判定し、基準を満たしていない病院に結果を通知します。通知された病院は判定後の直近の4月1日に退出します。

なお、上記いずれの場合においても、退出届を提出します。

●特別な理由で緊急退出する必要がある場合

DPC調査に適切に参加できなくなったなど特別な理由がある場合は、緊急退出が認められます。原則として、厚生労働省が審査を行い退出の可否を決定し、退出が認められた場合は、認められた月の4カ月後の初日に退出します。